

東御清翔高等学校 飲酒運転防止規定

飲酒運転撲滅のため、「職場における飲酒を伴う懇親会」（以下「懇親会」とする。）について、以下のように取り決めを行う。

1 懇親会への参加を呼び掛ける場合

- (1) 幹事は参加者の飲酒の有無と、行きと帰りの交通手段を確認し、様式1により教頭に事前に提出する。
- (2) この確認は学校全体、学年会、教科会等を対象とする。

2 懇親会前

- (1) 懇親会場には、原則として自家用車では参加しない。
- (2) 運転代行での帰宅予定者は、事前に運転代行を予約する。
- (3) 飲酒の習慣のない教職員は上記の限りでない。

3 懇親会に際して

- (1) 開会に先立ち実施すること
 - ①自家用車で会場に来ている職員について確認し、飲酒の有無、帰宅方法を確認する。
 - ②運転代行の予約等を確認する。
- (2) 終了時に実施すること
 - ①幹事、管理職は帰宅方法について改めて全員に注意を促す。
 - ②運転代行で帰宅する職員については、代行車への乗車を確認する。
- (3) 翌日の朝、車を運転する場合は、20時以降はアルコールを摂取しない。また、飲酒の量を控える。